

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

石川県知事

公表日

令和6年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の障害の状態にある者が提出した交付申請の内容を基に、①診断書による手帳等級の判定によって、または、②障害年金等によって、障害等級の決定を行い、精神障害者保健手帳の交付を行う。
③システムの名称	精神障害通院医療費等システム(精神手帳)、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者通院医療費等システムファイル(精神通院)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14, 18, 20, 37, 42, 48, 53, 75, 76, 77, 80, 81, 108, 113, 124, 125, 144, 155, 161, 163の項、第50条、第55条、第77条、第78条、第79条、第82条、第83条、第108条、第115条、第126条、第127条、第146条、第157条、第163条、第165条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害保健福祉課
②所属長の役職名	健康福祉部障害保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部 障害保健福祉課 医療支援グループ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[O]委託しない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
平成28年5月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部障害保健福祉課 課長 坂上 理八	健康福祉部障害保健福祉課 次長兼課長 坂上 理八	事後	人事異動による修正
平成29年5月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部障害保健福祉課 次長兼課長 坂上 理八	健康福祉部障害保健福祉課長	事後	人事異動による修正
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,106,116の項 別表第二主務省令第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の25の項 別表第二主務省令第18条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の10,14,16,20,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の項 別表第二主務省令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の25の項 別表第二主務省令第18条	事後	誤記修正
令和1年6月21日	IVリスク対策			事後	様式変更
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の集計か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の集計か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の10,14,16,20,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の項 別表第二主務省令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二の25の項 別表第二主務省令第18条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10,14,16,20,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の項 別表第二主務省令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 別表第二主務省令第18条	事前	9月1日施行の番号法の改正に伴う修正
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の集計か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数の増加に伴う修正
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の集計か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の集計か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の集計か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年一回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10,14,16,20,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の項 別表第二主務省令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 別表第二主務省令第18条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14, 18, 20, 37, 42, 48, 53, 75, 76, 77, 80, 81, 108, 113, 124, 125, 144, 155, 161, 163の項、第50条、第55条、第77条、第78条、第79条、第82条、第83条、第108条、第115条、第126条、第127条、第146条、第157条、第163条、第165条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41の項	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う修正